

公 示 送 達 書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月14日

沖縄県浦添市長 松本 哲治



送 達 す べ き 書 類 の 名 称 令和7年度国民健康保険税ブッキング通知書

| 送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称 |
|---------------------------------|
|---------------------------------|

|                                |
|--------------------------------|
| IKHMATOV AZIZBEK IKHTIYOR UGLI |
|--------------------------------|

当該書類は、市長が国民健康保険課資格賦課係において保管し、いつでもその送達を受けるべき者が交付するものとみなす。当該書類の送達がなかった場合は、当該書類の送達をしない。

公 示 送 達 書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月14日

沖縄県浦添市長 松本 哲治



送 達 す べ き 書 類 の 名 称 令和8年度国民健康保険税ブッキング通知書

| 送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称 |
|---------------------------------|
| 渡具知 亘江                          |
| 當眞 嗣明                           |
| 儀保 矩次                           |
| 宮城 正                            |
| 宇良 静子                           |
| 大城 健市                           |

当該書類は、市長が国民健康保険課資格賦課係において保管し、いつでもその送達を受け、べき者が交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達がなかったものとみなす。

公 示 送 達 書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月14日

沖縄県浦添市長 松本 哲治



送 達 す べ き 書 類 の 名 称 令和8年度(令和7年度分)国民健康保険税ブッキング通知書

| 送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称 |
|---------------------------------|
| 奥原 優斗                           |

当該書類は、市長が国民健康保険課資格賦課係において保管し、いつでもその送達を受け、き者が交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達がなかったものとみなす。

公 示 送 達 書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月14日

沖縄県浦添市長 松本 哲治



送 達 す べ き 書 類 の 名 称 令和8年度国民健康保険税ブッキング通知書

| 送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称 |
|---------------------------------|
| LAMICHHANE KAPIL                |

当該書類は、市長が国民健康保険課資格賦課係において保管し、いつでもその送達を受けるときに交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月14日

沖縄県浦添市長 松本 哲治



送 達 す べ き 書 類 の 名 称 令和8年度国民健康保険税ブッキング通知書

| 送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称 |
|---------------------------------|
| 儀保 裕紀                           |
| 大城 美奈子                          |
| PUN MAGAR HIMANI                |
| PUN MAGAR HIMANI                |
| BHATTARAI BIBEK                 |
| 松原 浩太                           |
| 嘉陽 海音                           |
| 伊佐 睦輝                           |
| KAMI RATAN                      |
| 勝連 治康                           |
| 仲尾次 勝子                          |
| 棚原 理央                           |
| 島袋 友希                           |
| HE RUNZHI                       |
| THAPA NITESH                    |
| LIMBU DHIRAJ                    |
| 五角 蓮                            |
| 村上 太郎                           |
| 嘉数 大貴                           |
| 佐和田 大貴                          |
| 佐久眞 勇洸                          |
| SILWAL SANJINA                  |
| SILWAL PRAMADHI                 |
| ROKAYA HEMANT                   |

当該書類は、市長が国民健康保険課資格賦課係において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年8月14日

沖縄県浦添市長 松本 哲治



送 達 す べ き 書 類 の 名 称 令和8年度国民健康保険税ブッキング通知書

| 送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称 |
|---------------------------------|
| 銘苅 清人                           |
| 金城 光則                           |
| 與那嶺 等                           |
| 沢田 直樹                           |
| 金城 尚亮                           |
| 宮城 一                            |
| 又吉 良博                           |
| 上原 信彦                           |
| フレッチャー 奈津子                      |
| 濱川 寿志                           |
| 當山 全翔                           |
| 田場 恵利子                          |
| 比嘉 洋介                           |
| 宮城 榮孝                           |
| 大山 達也                           |
| 當間 大士                           |
| 喜舎場 章吾                          |
| 江川 実                            |
| 斧山 平人                           |
| 宮平 晃史                           |
| 島袋 静夫                           |
| 渡慶次 桃子                          |
| 内田 進                            |
| 玉城 慎人                           |

当該書類は、市長が国民健康保険課資格賦課係において保管し、いつでもその送達を受けるべき者が交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。